

サイクルトレインモニターツアー事業委託業務企画提案指示書

1 委託する業務名

サイクルトレインモニターツアー事業委託業務

2 委託業務の目的

釧路地域は、釧路湿原をはじめとした優れた自然環境、観光資源を有し、雄大な自然の中を走る鉄道路線は、観光路線として高いポテンシャルがあり、その価値を高める取組のひとつがサイクルトレインである。今回、JR の利用促進及び自転車と公共交通を活用した地域活性化を目的として、サイクルトレインモニターツアーを実施する。

3 委託業務の内容

(1) サイクルトレインモニターツアーの実施

ア 自転車を持ち込んだ状態での列車への乗車(サイクルトレイン)を含めた行程の企画
本指示書において、サイクルトレインとは列車に自転車を搭載し、そのままの状態(自転車を折り畳んだり、携行用の袋に入れていない状態)で持ち込み、乗車できる形態をいう。

詳細は「4 提案に当たっての留意事項」を参照すること。

イ サイクルトレインモニターツアーの告知、申込受付及び相談対応

参加者募集のための広報及び参加者のとりまとめを行うこと。問い合わせの体制を構築すること。

ウ サイクルトレインモニターツアーに付随する手配

サイクルトレインモニターツアー実施に付随する必要な手配を行うこと。また、参加者はレジャー保険に加入すること(保険料の支払い、手配・加入は受託者が行う)。

エ JR 花咲線、JR 釧網線でのサイクルトレインモニターツアーの実施対応

アの行程に沿って実施すること。また、ツアー参加者の他に道が認める関係者の参加を見込むこと。

オ サイクルトレインモニターツアーの記録対応(写真・動画の撮影等)

乗降車時や自転車の積み込み・取り出し、サイクリング中の様子及び実績報告会の実施内容を写真、動画にて記録すること。道のYouTubeに掲載することを想定し、各路線3分程度の編集した動画を制作すること。動画は1920x1080ピクセルを目安に撮影すること。

カ サイクルトレインモニターツアー実施後のアンケート実施

アンケートの内容は道と相談し決定すること。

(2) サイクルトレインモニターツアーの実績報告会の実施

ア サイクルトレインモニターツアー実施後の報告会運営

サイクルトレインの講話などを組み入れた実績報告会を受託期間内に釧路市内で実施すること。参加者はモニターツアー参加者以外からも募ること。

イ 実績報告会の記録対応(写真・動画の撮影等)

ウ アンケートの結果分析

参加者からのアンケートのとりまとめと分析を行うこと。また、分析結果を実績報告会にて報告すること。

(3) 実績報告書の提出

実績報告会の結果も含め、今後の考察を含めた報告書を作成すること。事業終了後、実績報告として次のものを提出すること。

ア 実績報告書

イ モニターツアー実施日、実績報告会に撮影した写真、動画

なお、実績報告書には以下の記載または添付すること。

(ア)利用者から徴取したアンケート(原本)

(イ)アンケートの分析資料

(ウ)募集の際などで利用した資料類(紙媒体、電子媒体)

4 提案に当たっての留意事項

(1)実施日

以下の日程にて、各路線1回ずつの実施とする。日程は1日間とする。

ア 花咲線(根室本線):令和5年(2023年)8月下旬の週末(土曜日又は日曜日)

イ 釧網線(釧網本線):令和5年(2023年)9月上旬の週末(土曜日又は日曜日)

※日程については道とJR北海道にて調整中。

(2)サイクルトレイン概要

貸切列車(団体臨時列車)でのサイクルトレインを利用したツアー企画を提案すること。定期列車は利用しない。

ア 貸切列車運行区間(団体臨時列車)

※運行区間、時刻については道とJR北海道にて調整中。

(ア)花咲線(根室本線)

東釧路駅(9:00頃発)～厚岸駅(10:30頃着)～茶内駅(11:00頃着)

茶内駅(16:00頃発)～厚岸駅(16:30頃発)～東釧路駅(18:00頃着)

※乗降車可能駅は東釧路駅、厚岸駅、茶内駅、浜中駅とする

(イ)釧網線(釧網本線)

東釧路駅(8:00頃発)～摩周駅(9:30頃着)～川湯温泉駅(10:00頃着)

川湯温泉駅(15:30頃発)～摩周駅(16:00頃発)～東釧路駅(17:30頃着)

※乗降車可能駅は東釧路駅、標茶駅、摩周駅、川湯温泉駅とする

イ 運行車両

H100形車両 2両編成(自転車の積込が可能な車両とする)

仕様:自転車積込台数22台

※自転車は車内に緊縛し、設置する(自転車は輪行袋への収納を行わずに積込可能)。

※自転車搭載スペース確保の為、座席の着席定員を制限する。

※車内への持ち込みが可能な自転車はクロスバイク又はロードバイクとする。

ウ 列車運行費用について

沿線協議会等との連携事業とすることを予定しており、費用分担について道とJR北海道にて調整する。JRの列車運行費用は委託料には含めずに費用算定すること。

(3) サイクルルート

乗降車可能駅到着後に列車内に持ち込んだ自転車にて降車駅から乗車駅までを周遊する行程とすること(降車駅、乗車駅は異なってもよい)。主に釧路総合振興局管内を周遊するものとする。

なお、次の点に留意すること。

ア 上級者及び初級者が参加できる行程であること。参加者のレベルは以下を基準とする。

(ア)上級者:個人にて自転車での周遊が可能で、50キロメートル程度の走行が可能な者。

(イ)初級者:サイクリングを楽しむことを目的としており、集団にて自転車での周遊を行い10キロメートル程度の走行が可能な者。

イ 原則、参加者は自転車(クロスバイク又はロードバイク)を保有している者とする。必要に応じ、受託者がレンタルサイクルの手配を行うことも可能とする。

ウ 上級者及び初級者共に自転車走行中、ガイドの同行を伴うこと。

エ 列車からの自転車の積み込み、取り卸しに配慮した時間配分とすること。

オ 安全に留意した行程の立案、人員配置とすること。

カ 自転車での周遊の際は円滑な行程管理、参加者のフォローが可能な体制を構築すること。

キ 自転車走行者をサポートする随伴車の運行及び行程中の自転車のメンテナンスを行うことが可能な体制を構築すること。

ク 昼食会場を組み入れること。

ケ 荒天時の行程の代案を提案すること。

コ ルートの選定は必要に応じて、地元のサイクル団体などと協力し、自転車に対する知識を有している者と内容の相談をした上で提案すること。

(4) 参加人数

目安として、上級者:10名、初級者:10名の計20名とすること。ガイドの人数はこの人数に含まない。

(5) 参加料金

無料とすること。なお、食事等の代金は参加者の実費負担とする。

(6) 貸切バスの手配

自転車に乗らない参加者(随行者)の現地での移動、および荒天時の対応として参加者が乗車できる人数の貸切バスの手配を行うこと。手配を行うバスは中型バス以上(25名程度が乗車可能)を目安とする。

(7) 参加者への対応

以下に留意して参加者からの申し込みと選定を行い、体制を構築すること。

ア 多くの参加者が申し込みできるように、周知、申込方法について検討すること。

イ 参加者が多数となった場合は抽選の実施等を経て、適切に参加者を選定すること。

ウ 当日の参加者の受付、案内など、実施日に適切な対応を行うこと。

エ 実施当日の問い合わせなど、突発的な対応に応じることが出来る体制を構築すること。

(8) アンケートの実施

モニターツアー終了後に、参加者に対しアンケートを実施すること。また、アンケート結果のとりまとめと分析を行うこと。アンケートの内容は受託者と道が協議を行い決定すること。

5 委託期間

契約締結の日から令和5年(2023年)12月28日(木)まで

6 積算上限額

委託料 1,500千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

新型コロナウイルス感染症などの影響により、委託業務の実施の中止や業務内容を変更する
場合がある。その場合は、道と受託者、又は最良の提案をした者との協議により、提案内容の変
更又は契約を行わないことがある。

7 審査基準

審査は次の項目について評価することとしており、この点に留意の上、企画提案書を作成する
こと。

(1)業務遂行に当たっての適格性

- ア 実施体制が確立されており、業務遂行に十分な知識・経験があるか
- イ 業務を効率的かつ効果的に実施できるスケジュールとなっているか

(2)企画提案の適合性

- ア モニターの内容が興味を惹く内容となっているか
- イ 申込時の受付や緊急時の問い合わせに対応できる体制が整っているか
- ウ モニターツアーの告知は広く周知され、募集しているか

(3)全体評価

提案内容はサイクルトレインの実証事業となり得る内容となっており、今後の事業展開の
参考となる企画となっているか

8 参加表明書等の提出

プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書及び添付書類等を提出すること。

(1)提出書類:参加表明書、添付資料(登記簿謄本(写)、納税証明書等)

(2)様式:別添様式による

(3)提出部数:1部

(4)提出期限:令和5年(2023年)4月14日(金)午後5時(必着)

(5)提出場所:〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課

(6)提出方法:持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。

持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の
午前9時から午後5時まで)

9 企画提案書等の提出

参加表明書の提出後、道からの提出の要請を受けた者は、次のとおり企画提案書等を提出すること。

- (1)提出書類:企画提案書、付属資料
- (2)様式:
 - ア 企画提案書:別添様式による
 - イ 付属資料:A4 サイズの任意様式による
- (3)提出部数:6部(会社名、業務従事者氏名を記載したものを1部、記載しないものを5部)
※丁合後、ホチキスやクロステープなどで綴じずにダブルクリップ等で留めること。
- (4)提出期限:令和5年(2023年)5月8日(月)午後5時(必着)
- (5)提出場所:〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号
北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課
- (6)提出方法:持参又は郵送(配達記録、簡易書留、書留のいずれかによる。
持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時まで)
- (7)留意事項:「企画提案指示書」に沿った企画提案書を「企画提案書作成要領」に基づき作成すること。

10 企画提案書に関するヒアリング

- (1)企画提案書を提出した者に対してプロポーザル審査会においてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの日時、場所、留意事項等は別途通知する。
- (2)企画提案書を提出する事業者が5者を超えた場合は、書類審査を行い、ヒアリングの参加者を選定する場合がある。
- (3)ヒアリングに参加しなかった参加者のプロポーザルは無効とする。
- (4)審査終了後、速やかに審査結果を書面により通知する。

11 委託契約に関する基本的事項

特定者と結ぶ委託契約においては、次の事項を基本とする。

- (1)提案内容
業務の内容の詳細については、企画提案の内容を基本として、道と受託者が協議して決定する。
- (2)契約形態
コンソーシアムの場合には、コンソーシアムの構成員連名による委託契約とする。
- (3)契約保証金
受託者は契約締結時に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納める。
なお、契約保証金の納付が免除される場合がある。
- (4)委託事業により生じた知的財産権等の取扱い
構成素材に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理は、受託者が業務完了前に処理を行うこととし、その経費は委託料に含む。
なお、本事業に関する著作権(制作過程で作られた素材等の著作権も含む。)その他の権利は、全て北海道に帰属するものとする。

12 その他の留意事項

(1)手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本円を使用すること。

(2)契約書

別途作成する。

(3)無効となる参加表明書又は企画提案書

企画提案書等が次の事項の一つに該当する場合には無効となることがある。

ア 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。

イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。

オ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4)その他

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 提出された企画提案書等は、プロポーザルの目的以外には、提出者に無断で使用することはないこと。

ウ 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製することがあること。

エ 各提出書類の提出後の差し替え及び追加等は認めないこと。

オ 提出された全ての書類は返却しないものとする。

カ 期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても、企画提案の参加の意思がないものとみなす。

キ 本業務に係る質問は、企画提案書等の提出期限の日まで受け付けるものとする。

13 問い合わせ先

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局地域創生部地域政策課

電話 0154-43-9143

FAX 0154-42-2116